

## 議案第 号

## 富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

## 1 改正理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第〇〇号）の施行に伴い、出産育児一時金の支給額について所要の改正をするものです。

## 2 改正内容

条例で定める出産育児一時金の支給額を「40万8千円」から「48万8千円」に改めます。

（出産育児一時金の内訳）

（単位：円）

区分	現行	令和5年4月1日以降
条例分	408,000	488,000
規則分	12,000	12,000
合計	420,000	500,000

※現行では、産科医療補償制度の対象となる出産については、条例分と規則分を合わせて42万円を支給しており、改正後は50万円の支給となります。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

議案第 号

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る改正前の富里市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>